

## 守秘義務に関する確認書

売主様

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)は、後記案件の購入の検討 (以下「本案件」という。)を実施するに当たり、貴社から開示または提供を受ける末尾記載の物件に関する機密情報 (以下「機密情報」という。)の取り扱いについて定めた本確認書の各条項を遵守することを誓約いたします。

第1条 本確認書の有効期間は、その差入日から本案件を実行するための最終契約またはそれに類する契約 (以下「本案件の最終契約」という。)が締結されたときまでとする。ただし、本確認書差入日から後、2年間のうちに本案件に関し関係者が合意に達し本案件の最終契約が締結されない場合には、上記にかかわらず、かかる1年間の経過を以って本確認書は失効するものとする。なお、かかる有効期間については、貴社との話し合いの上、延長できるものとする。

第2条 甲は、機密情報並びに本確認書の存在及び内容自体を極秘に保つものとし、社内においても必要最小限度の者にのみ知らしめるものとする。機密情報または本確認書の存在及び内容を社外の者に知らせる必要のある場合には、甲は、事前に貴社の了承を得るものとする。ただし、当社の親会社及びその子会社と関連会社の役社員、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、司法書士、その他アドバイザーで、本案件に関する検討を行うに当たり開示が必要かつ不可欠であると認められる者に対し開示する場合は、甲は事前に貴社の了承を得ることなくしてその開示をすることができる。なお、貴社の甲への開示に先立ち甲が入手していた情報、貴社による情報開示の時点においてすでに公知の事実となっていた情報、貴社による情報開示後甲の責によらず公知となった情報及びその時期の如何を問わず、第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報については、機密情報に含まれないものとする。また、上記にかかわらず、適用法令・規則、裁判所の決定・命令、行政府の命令・指示等 (以下「適用法令等」という。)に基づき必要とされる場合においては、機密情報並びに本確認書の存在及び内容を開示できるものとする。

第3条 甲は、機密情報を本案件に関すること以外の目的において使用しないものとする。

第4条 万一、本確認書が第1条の規定に従い失効した場合、または貴社の請求があった場合には、甲は、機密情報のうち返還可能なるものについてはこれを直ちに貴社に返却するものとし、また、返還不能なものについては、貴社の承諾を得た上でこれを破棄処分するものとする。但し、適用法令、規則等及び社内規定もしくは監査上の基準に照らし、甲がかかる情報を引き続き保持する事が必要又は適切であると、貴社により合理的に認められる場合には、この限りではないものとする。

第5条 第1条の規定にかかわらず、機密情報のうち、貴社から別段の意思表示がなされたものについては、第2条に基づく守秘義務は、本確認書の失効後1年間、なお存続するものとする。ただし、貴社との間で本案件に係る秘密保持の合意が別途結ばれた場合にはこれによるものとする。

第6条 本確認書の準拠法は日本法とし、また本確認書に関して訴訟の必要が生じた場合は東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第7条 本確認書に定めのない事項及び本確認書の内容に疑義が生じた場合は、誠意をもって貴社と協議の上解決するものとする。

以上

令和 年 月 日

甲：

印

< 物件目録 >

物件名：  
所在地：